

令和7年1月27日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

荒牧空調工業株式会社
栃木県さくら市卯の里1-12-9

2 指名停止期間

令和7年1月27日 ～ 令和7年3月26日（2ヵ月）

3 指名停止の理由

荒牧空調工業株式会社は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査を継続して受審せず、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)で定める建設工事を発注者から直接請け負うことができない期間が生じていたにもかかわらず、この間にさくら市が発注する氏家小学校ほか給食室空調機改修工事を直接請け負っていたため、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和6年11月21日栃木県知事から監督処分(指示)を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：地域業務対策官(経理課)